

山形県不妊検査費助成事業 Q&A（申請者向け）

令和6年4月19日時点作成

制度の概要		
NO.	質問事項	回答
1	令和6年4月1日より前に検査を開始し、令和6年4月1日以降も検査が継続しています。対象になりますか。	令和6年3月31日以前は対象となりませんが、令和6年4月1日以降に夫婦ともに受けた検査のみは、対象となります。その場合、助成対象期間は令和6年4月1日から1年間となります。
2	妻の検査は令和6年4月1日より前に終了し、夫の検査は令和6年4月1日以降に開始となりました。対象ですか。	対象外です。令和6年4月1日以降に夫婦ともに検査を受けていることが要件となります。
3	過去にも不妊検査を受検したことがありますが、令和6年4月1日以降に再度不妊検査を受けました。申請できますか。	助成対象外です。
4	既に子どもがいますが、初めて不妊検査を受けました。助成対象になりますか。	初めて不妊検査を受けた場合は、助成対象となります。
5	夫の年齢に制限はありますか。	ありません。
6	検査の途中ですが、夫婦の自己負担額が3万円を超過しました。この時点で申請できますか。	夫婦どちらも不妊検査をしていれば、費用が上限の3万円を超えた段階で申請することが可能です。ただし、3万円を超えた時点で、一旦検査終了とみなして、医師が証明書を記載した場合に限ります。
7	検査の結果、薬剤を処方されましたが、助成の対象となりますか。	対象外です。
8	医療機関の指定はありますか。県外の医療機関で受けた不妊検査も対象となりますか。	指定はありません。県外の医療機関でも助成の対象となります。ただし、不妊検査を受ける前に、必ず医療機関に受診等証明書（様式第2号）を発行できるか確認してください。
必要書類について		
9	申請額はどのように記入すればよいですか。	受診等証明書（第2号様式）の患者負担額の合計が3万円を超えていれば「3万円」、3万円に満たない場合は、患者負担額を記入してください。
10	県内の引っ越しですが、検査開始日と申請日の住所が異なります。問題ありませんか。	同一市町内での異動の場合は、提出いただいた住民票で前住所を確認します。同一市町村内でない場合は、申請の際に前住所に住み始めた年月日について確認させていただきます。

事実婚関係		
NO.	質問事項	回答
11	住民票の続柄が「同居人」では助成の対象になりませんか。	申立書の提出があった場合、助成の対象となります。申立書に、事実婚の届出を行っていない（続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がない）理由を記載してください。
12	同一住所に住民登録をしていますが、世帯分離をしています。この場合、助成の対象になりますか。	申立書の提出があった場合、令和6年4月1日以降の検査及び治療については助成の対象となります。
13	戸籍謄本の代わりに独身証明書の提出でも構いませんか。	検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないことを確認できないため、戸籍謄本（全部事項証明書）を提出してください。
14	検査開始日の時点では事実婚で、現在は入籍しています。助成の対象となりますか。	検査開始日に事実婚の要件を満たしていることが確認できる場合は、助成の対象となります。